



# 鳥取県公報

平成15年3月4日(火)  
第7463号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

告 示	結核予防法による医療機関の指定 (126) (健康対策課) ..... 1
	大規模小売店舗に関する変更事項の届出 (127) (経済交流課) ..... 1
	土地改良区の役員の就退任 (128) (耕地課) ..... 3
	土地改良法による換地処分 (129) (＃) ..... 4
	測量等業務の契約に係る一般競争入札等に参加する者に必要な資格等 についての一部改正 (130) (管理課) ..... 4
	車両制限令による道路の指定 (131) (道路課) ..... 4
	都市計画の変更に係る図書の写しの縦覧 (2件) (132・133) (都市計画課) ..... 5
	都市計画事業の事業計画の変更の認可 (134) (＃) ..... 5
選管告示	鳥取県の議会の議員及び長の選挙権を有する者の総数の50分の1の数等 (13) ..... 6
公 告	平成15年度前期技能検定の実施 (労働雇用課) ..... 7
	平成15年度随時実施技能検定の実施 (＃) ..... 10
	二級建築士試験等の実施 (建築課) ..... 12
調達公告	公募型指名競争入札の実施 (管理課) ..... 13
正 誤	平成14年11月1日付鳥取県告示第552号中訂正 ..... 15
	平成14年12月3日付鳥取県告示第606号中訂正 ..... 15

## 告 示

### 鳥取県告示第126号

結核予防法 (昭和26年法律第96号) 第36条第1項の規定に基づき、医療機関を指定したので、結核予防法施行令 (昭和26年政令第142号) 第2条の6第1項の規定により、次のとおり告示する。

平成15年3月4日

鳥取県知事 片 山 善 博

名 称	所 在 地	指定年月日
イヨウ薬局福市店	米子市福市1668 - 2	平成15年3月1日

### 鳥取県告示第127号

大規模小売店舗立地法 (平成10年法律第91号) 附則第5条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗を設置する

者から同法第5条第1項第6号に掲げる事項の変更に係る届出がされたので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおりその概要を告示し、及び縦覧に供する。

平成15年3月4日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ベスト電器鳥取本店  
鳥取市安長223

2 変更しようとする事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称、所在地及び代表者の氏名

変更前 株式会社ベスト電器 代表取締役 北田 葆光 福岡市中央区那の津二丁目1-12

変更後 株式会社ベスト電器 代表取締役 北田 葆光 福岡市中央区那の津二丁目1-12

株式会社開放倉庫 代表取締役 佐藤 巖 京都府相楽郡山城町大字椿井40-1

(2) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

変更前 開店時刻 午前10時 閉店時刻 午後8時

変更後 開店時刻 午前9時 閉店時刻 翌日の午前2時

イ 来客が駐車場を利用できる時間帯

変更前 午前9時30分～午後8時30分

変更後 午前8時30分～翌日の午前2時30分

3 変更年月日

平成15年2月6日

4 届出年月日

平成15年2月5日

5 変更に係るもの以外の事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者

鳥取いなば農業協同組合 代表理事組合長 中島 健 鳥取市湖山町東五丁目261

(2) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

2,273m<sup>2</sup>

(3) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

ア 駐車場の位置及び収用台数

(ア) 位置 6の書類に記載のとおり

(イ) 収用台数 58台

イ 駐輪場の位置及び収用台数

(ア) 位置 6の書類に記載のとおり

(イ) 終了台数 20台

ウ 荷さばき施設の位置及び面積

(ア) 位置 6の書類に記載のとおり

(イ) 面積 30m<sup>2</sup>

エ 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

(ア) 位置 6の書類に記載のとおり

(イ) 容量 250m<sup>3</sup>

(4) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

ア 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

(ア) 出入口の数 2か所

(イ) 位置 6の書類に記載のとおり

イ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前9時から午後8時まで

6 縦覧に供する書類

変更事項届出書及びその添付書類

7 縦覧に供する期間

平成15年3月4日から4月間

8 縦覧に供する場所

鳥取市東町一丁目220

鳥取県商工労働部経済交流課

鳥取市尚徳町116

鳥取市商工観光部商工課

9 意見書の提出

鳥取市の区域内に居住する者、鳥取市において事業活動を行う者、鳥取市の区域をその地区とする商工会議所その他の鳥取市に存する団体その他のこの告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有するの者は、7の期間内に、知事に意見書を提出することができる。

#### 鳥取県告示第128号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定に基づき、次のとおり五本松土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成15年3月4日

鳥取県知事 片 山 善 博

#### 退任した役員の氏名及び住所

理 事 長谷川 寿 気高郡青谷町大字河原272  
" 山 本 文 夫 気高郡気高町大字飯里113  
" 長谷川 二 郎 気高郡青谷町大字河原431  
" 秋 吉 有 信 気高郡青谷町大字河原387 - 2  
" 飯 田 伊知郎 気高郡鹿野町大字中園183  
" 中 原 和 則 気高郡青谷町大字河原282  
" 大 口 学 気高郡青谷町大字奥崎47  
監 事 長谷川 仁 気高郡青谷町大字河原943  
" 棚 田 景 己 気高郡青谷町大字青谷615  
平成13年12月24日退任

#### 就任した役員の氏名及び住所

理 事 秋 吉 有 信 気高郡青谷町大字河原387 - 2  
" 飯 田 伊知郎 気高郡鹿野町大字中園183  
" 塩 隆 気高郡青谷町大字早牛128 - 1  
" 長谷川 寿 気高郡青谷町大字河原272

" 山 本 文 夫 気高郡気高町大字飯里113  
 " 前 田 勝 幸 気高郡青谷町大字小畑358 - 2  
 " 前 田 保 幸 気高郡青谷町大字河原809  
 監 事 房 安 正 勝 気高郡青谷町大字河原377  
 " 寺 崎 登 気高郡青谷町大字山根438  
 平成13年12月25日就任 任期4年

#### 鳥取県告示第129号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定に基づき、県営土地改良事業に係る東因幡地区（蕪島工区）の換地処分を行ったので、同条第10項において準用する同法第54条第4項の規定により告示する。

平成15年3月4日

鳥取県知事 片 山 善 博

#### 鳥取県告示第130号

平成14年鳥取県告示第648号（測量等業務の契約に係る一般競争入札等に参加する者に必要な資格等について）の一部を次のように改正する。

平成15年3月4日

鳥取県知事 片 山 善 博

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改正後	改正前
1 略 2 申請手続 (1) 略 (2) 提出期限 平成14年12月27日（金）から平成15年1月31日（金）まで及び平成15年3月10日（月）から同月20日（木）まで（一般競争入札の参加資格を希望する者にとっては、知事が別に定める期間）とする。 ただし、知事が特別な理由があると認めるときは、当該期間以外の期間に提出することができる。 (3) 提出方法 持参し、又は郵送すること（郵送の場合は、平成15年1月31日（金）まで又は平成15年3月10日（月）から同月20日（木）までの消印のあるものに限り、受け付ける。）。 (4) 略 3～5 略	1 略 2 申請手続 (1) 略 (2) 提出期限 平成14年12月27日（金）から平成15年1月31日（金）まで（一般競争入札の参加資格を希望する者にとっては、知事が別に定める期間）とする。 ただし、知事が特別な理由があると認めるときは、当該期間以外の期間に提出することができる。 (3) 提出方法 持参し、又は郵送すること（郵送の場合は、平成15年1月31日（金）までの消印のあるものに限り、受け付ける。）。 (4) 略 3～5 略

**鳥取県告示第131号**

車両制限令（昭和36年政令第265号）第3条第1項第2号イの規定に基づき、通行する車両の総重量の最高限度が車両の長さ及び軸距に応じ最大25トンである道路を次のとおり指定するので、車両の通行の許可の手續等を定める省令（昭和36年建設省令第28号）第2条の規定により告示する。

平成15年3月4日

鳥取県知事 片 山 善 博

道路の種類	路線名	指定する道路の区間	指定する期日
一般国道	180号	日野郡日野町門谷（県境）から同町高尾字家前川端ノ内232 - 7まで	平成15年4月1日
一般国道	181号	日野郡日野町高尾字家前川端ノ内232 - 7から同郡江府町大字佐川字棚田986 - 1まで	”
一般国道	373号	八頭郡智頭町大字駒帰字人坂（県境）から同町大字智頭字中三味631 - 4まで	”

**鳥取県告示第132号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定に基づき、岩美町から都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成15年3月4日

鳥取県知事 片 山 善 博

## 1 都市計画の種類及び名称

岩美都市計画下水道 岩美町公共下水道

## 2 縦覧場所

鳥取県県土整備部都市計画課 鳥取市東町一丁目220

**鳥取県告示第133号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定に基づき、赤碕町から都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成15年3月4日

鳥取県知事 片 山 善 博

## 1 都市計画の種類及び名称

赤碕都市計画下水道 赤碕町公共下水道

## 2 縦覧場所

鳥取県県土整備部都市計画課 鳥取市東町一丁目220

**鳥取県告示第134号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定に基づき、都市計画事業の事業計画の変更を認可し

たので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により、次のとおり告示する。

平成15年3月4日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 施行者の名称  
鳥取市
- 2 都市計画事業の種類及び名称  
鳥取都市計画道路事業 3・5・2号出合橋松並線
- 3 事業施行期間  
平成9年7月4日から平成17年3月31日まで  
(変更前 平成9年7月4日から平成15年3月31日まで)
- 4 事業地
  - (1) 収用の部分 変更なし
  - (2) 使用の部分 なし

## 選挙管理委員会告示

### 鳥取県選挙管理委員会告示第13号

鳥取県の議会の議員及び長の選挙権を有する者の総数の50分の1の数及び当該総数のうち40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数並びに各選挙区における当該選挙権を有する者の総数の3分の1の数は、次のとおりであるので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第5項（同法第75条第5項、第76条第4項、第80条第4項、第81条第2項及び第86条第4項（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第2項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）の規定により告示する。

平成15年3月4日

鳥取県選挙管理委員会委員長 中 村 碩 男

鳥取県において選挙権を有する者の総数の50分の1の数	9,825
鳥取県において選挙権を有する者の総数のうち40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数	148,534
鳥取市において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	38,905
米子市において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	37,028
倉吉市において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	13,134
境港市において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	10,038
岩美郡において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	6,996
八頭郡において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	13,622
気高郡において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	6,046
東伯郡において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	18,189
西伯郡において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	14,023
日野郡において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	5,756

---

# 公 告

---

職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第46条第2項の規定に基づき、平成15年度前期実施の技能検定を次のとおり実施する。

平成15年3月4日

鳥取県知事 片 山 善 博

## 1 検定を実施する等級別の職種（作業）

### （1） 1級及び2級

園芸装飾（室内園芸装飾作業）

造園（造園工事作業）

機械加工（普通旋盤作業、フライス盤作業、平面研削盤作業、円筒研削盤作業、心無し研削盤作業、数値制御旋盤作業、数値制御フライス盤作業、マシニングセンタ作業）

放電加工（数値制御形彫り放電加工作業、ワイヤ放電加工作業）

金属プレス加工（金属プレス作業）

鉄工（構造物鉄工作業）

建築板金（内外装板金作業、ダクト板金作業）

めっき（電気めっき作業）

仕上げ（治工具仕上げ作業、金型仕上げ作業、機械組立仕上げ作業）

電子機器組立て（電子機器組立て作業）

電気機器組立て（配電盤・制御盤組立て作業）

産業車両整備（産業車両整備作業）

鉄道車両製造・整備（機器ぎ装作業、内部ぎ装作業、配管ぎ装作業）

建設機械整備（建設機械整備作業）

婦人子供服製造（婦人子供注文服製作作業）

布はく縫製（ワイシャツ製造作業）

家具製作（家具手加工作業）

建具製作（木製建具手加工作業、木製建具機械加工作業）

プラスチック成形（射出成形作業）

石材施工（石張り作業）

とび（とび作業）

左官（左官作業）

タイル張り（タイル張り作業）

畳製作（畳製作作業）

防水施工（ウレタンゴム系塗膜防水工事作業、アクリルゴム系塗膜防水工事作業、シーリング防水工事作業、FRP防水工事作業）

内装仕上げ施工（プラスチック系床仕上げ工事作業、カーペット系床仕上げ工事作業、鋼製下地工事作業、ボード仕上げ工事作業）

熱絶縁施工（保温保冷工事作業）

サッシ施工（ビル用サッシ施工作業）

表装（表具作業、壁装作業）

塗装（木工塗装作業、建築塗装作業、噴霧塗装作業）

広告美術仕上げ（広告面ペイント仕上げ作業、広告面粘着シート仕上げ作業）

写真（肖像写真作業）

フラワー装飾（フラワー装飾作業）

(2) 3級

園芸装飾（室内園芸装飾作業）

造園（造園工事作業）

機械加工（普通旋盤作業、フライス盤作業、平面研削盤作業、数値制御旋盤作業、マシニングセンタ作業）

めっき（電気めっき作業）

電子機器組立て（電子機器組立て作業）

和裁（和服製作作業）

とび（とび作業）

内装仕上げ施工（プラスチック系床仕上げ工事作業、カーペット系床仕上げ工事作業、鋼製下地工事作業、ボード仕上げ工事作業）

広告美術仕上げ（広告面粘着シート仕上げ作業）

(3) 単一等級

路面標示施工（溶融ペイントハンドマーカ－工事作業、加熱ペイントマシンマーカ－工事作業）

塗料調色（調色作業）

産業洗浄（高圧洗浄作業）

2 検定の方法

実技試験及び学科試験

3 技能検定試験の実施期日等

(1) 実技試験

ア 実施期日

平成15年6月11日（水）から同年9月7日（日）までの間において、別途鳥取県職業能力開発協会が通知する日

イ 実施場所

別途鳥取県職業能力開発協会が通知する場所

ウ 実技試験問題の公表

実技試験問題は、平成15年6月5日（木）から鳥取県職業能力開発協会の掲示板に掲示するとともに、受験申請者に送付する。ただし、一部の職種については、問題の全部又は一部を公表しない。

(2) 学科試験

ア 実施期日

(ア) 1級及び2級

職 種	実 施 期 日
園芸装飾、造園、金属プレス加工、産業車両整備、布はく縫製、プラスチック成形、とび、防水施工、サッシ施工及び塗装	平成15年8月24日（日）
機械加工、鉄工、めっき、電子機器組立て、建設機械整備、婦人子供服製造、家具製作、建具製作、左官、畳製作、内装仕上げ施工及び広告美術仕上げ	平成15年8月31日（日）
写真	平成15年9月3日（水）
放電加工、建築板金、仕上げ、電気機器組立て、鉄道車両製造・整備、石材施工、タイル張り、熱絶縁施工、表装及びフラワー装飾	平成15年9月7日（日）

(イ) 3級



職 種	実 施 期 日
園芸装飾、造園、和裁及びとび	平成15年8月24日(日)
機械加工、めっき、電子機器組立て、内装仕上げ施工及び広告美術仕上げ	平成15年8月31日(日)

## (ウ) 単一等級

職 種	実 施 期 日
産業洗浄	平成15年8月24日(日)
路面標示施工及び塗料調色	平成15年9月7日(日)

## イ 実施場所

別途鳥取県職業能力開発協会が通知する場所

## 4 手数料

## (1) 実技試験

## ア 1級及び2級

職 種	手 数 料
下記以外の職種	15,700円
婦人子供服製造	13,000円

## イ 3級

職 種	手 数 料	
	在 校 生	在校生以外
下記以外の職種	10,500円	15,700円
和裁	7,700円	11,500円

## ウ 単一等級

15,700円

## (2) 学科試験

3,100円

## 5 受検申請の手続

## (1) 提出書類

ア 技能検定受検申請書(以下「申請書」という。)

イ 実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、その資格を証する書面

## (2) 提出先

鳥取県職業能力開発協会

住所 〒680-0845 鳥取市富安二丁目159 久本ビル5階

電話 0857-22-3494

## (3) 受付期間

平成15年4月3日(木)から同月16日(水)までの日(日曜日及び土曜日を除く。)の午前9時から午後5時まで。

なお、郵送による場合は、平成15年4月16日(水)までの消印のあるものに限り、受け付ける。

## (4) 受検申請に関する注意

ア 申請書の用紙及び受検案内は、鳥取県職業能力開発協会にて配布する。

イ 申請書を郵送する場合は、書留郵便とし、封筒の表面に「技能検定受検申請書在中」と朱書きすること。

ウ 実技試験及び学科試験の両方の免除を受ける資格がある者に係る受検申請については、1に掲げる職種

以外の職種（指定試験機関が実施する職種を除く。）についても、受け付ける。

エ 手数料は、4に掲げる金額を所定の銀行振込用紙により、鳥取県職業能力開発協会へ納付すること。

オ 実技試験又は学科試験が免除される場合は、当該試験に係る手数料を納付する必要はない。

カ 受検申請を受けた後は、申請を取り下げた場合又は試験を受けなかった場合でも、手数料は返還しない。

#### 6 合格者の発表等

##### (1) 技能検定合格者の発表

技能検定合格者は、平成15年10月7日付けの鳥取県公報で公告する。

##### (2) 実技試験又は学科試験の合格通知

実技試験又は学科試験のいずれかに合格した者に対しては、鳥取県職業能力開発協会が平成15年10月7日付けの書面で通知する。

##### (3) 技能検定合格証書の交付

1級及び単一等級の技能検定合格者には厚生労働大臣名の、2級及び3級の技能検定合格者には鳥取県知事名の合格証書を交付する。

#### 7 その他

不明な点については、鳥取県職業能力開発協会（0857 - 22 - 3494）又は鳥取県商工労働部労働雇用課（電話0857 - 26 - 7222）に問い合わせること。

職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第46条第2項の規定に基づき、平成15年度随時実施の技能検定を次のとおり実施する。

平成15年3月4日

鳥取県知事 片 山 善 博

#### 1 検定を実施する等級別の職種

##### (1) 3級

さく井、鋳造、鍛造、機械加工（普通旋盤及びフライス盤に係るものに限る。）、金属プレス加工、鉄工、建築板金、工場板金、めっき、アルミニウム陽極酸化処理、仕上げ、機械検査、ダイカスト、機械保全、電子機器組立て、電気機器組立て、プリント配線板製造、冷凍空気調和機器施工、染色、ニット製品製造、婦人子供服製造、紳士服製造、寝具製作、帆布製品製造、布はく縫製、家具製作、建具製作、印刷、製本、プラスチック成形、強化プラスチック成形、石材施工、ハム・ソーセージ・ベーコン製造、水産練り製品製造、建築大工、かわらぶき、とび、左官、タイル張り、配管、型枠施工、鉄筋施工、コンクリート圧送施工、防水施工、内装仕上げ施工、熱絶縁施工、サッシ施工、ウェルポイント施工、表装、塗装及び工業包装

##### (2) 基礎1級及び基礎2級

さく井、鋳造、鍛造、機械加工、金属プレス加工、鉄工、建築板金、工場板金、めっき、アルミニウム陽極酸化処理、仕上げ、機械検査、ダイカスト、機械保全、電子機器組立て、電気機器組立て、プリント配線板製造、冷凍空気調和機器施工、染色、ニット製品製造、婦人子供服製造、紳士服製造、寝具製作、帆布製品製造、布はく縫製、家具製作、建具製作、印刷、製本、プラスチック成形、強化プラスチック成形、石材施工、ハム・ソーセージ・ベーコン製造、水産練り製品製造、建築大工、かわらぶき、とび、左官、タイル張り、配管、型枠施工、鉄筋施工、コンクリート圧送施工、防水施工、内装仕上げ施工、熱絶縁施工、サッシ施工、ウェルポイント施工、表装、塗装及び工業包装

#### 2 検定の方法

実技試験及び学科試験

#### 3 技能検定試験の実施期日等

##### (1) 実技試験

## ア 実施期日

平成15年4月1日(火)から平成16年3月31日(水)までの間において、別途鳥取県職業能力開発協会が通知する日

## イ 実施場所

別途鳥取県職業能力開発協会が通知する場所

## ウ 実技試験問題の公表

実技試験問題は、あらかじめ受検申請者に送付する。ただし、一部の職種については、問題の全部又は一部を公表しない。

## (2) 学科試験

## ア 実施期日

平成15年4月1日(火)から平成16年3月31日(水)までの間において、別途鳥取県職業能力開発協会が通知する日

## イ 実施場所

別途鳥取県職業能力開発協会が通知する場所

## 4 手数料

## (1) 実技試験

職 種	手 数 料
下記以外の職種	15,700円
機械検査及び婦人子供服製造	13,000円

## (2) 学科試験

3,100円

## 5 受検申請の手続

## (1) 提出書類

ア 技能検定受検申請書(以下「申請書」という。)

イ 実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、その資格を証する書面

## (2) 提出先

鳥取県職業能力開発協会

住所 〒680-0845 鳥取市富安二丁目159 久本ビル5階

電話 0857-22-3494

## (3) 受付期間

随時(平成15年12月29日(月)から同月31日(水)及び平成16年1月2日(金)、日曜日、土曜日並びに国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く日の午前9時から午後5時までに限る。)受け付ける。(原則として、技能検定の受検を希望する日の30日前までとする。)

## (4) 受検申請に関する注意

ア 申請書の用紙及び受検案内は、鳥取県職業能力開発協会で配布する。

イ 申請書を郵送する場合は、書留郵便とし、封筒の表面に「技能検定受検申請書在中」と朱書きすること。

ウ 手数料は、4に掲げる金額を所定の銀行振込用紙により、鳥取県職業能力開発協会へ納付すること。

エ 実技試験又は学科試験が免除される場合は、当該試験に係る手数料を納付する必要はない。

オ 受検申請を受け付けた後は、申請を取り下げた場合又は試験を受けなかった場合でも、手数料は返還しない。

カ 3級の技能検定については、受検しようとする職種に係る基礎1級又は基礎2級の技能検定に合格した者に限り、受検することができる。

## 6 合格通知等

## (1) 実技試験又は学科試験の合格通知

実技試験又は学科試験のいずれかに合格した者に対しては、鳥取県職業能力開発協会が書面で通知する。

## (2) 技能検定合格証書の交付

技能検定合格者には、鳥取県知事名の合格証書を交付する。

## 7 その他

この技能検定は、外国人研修・技能実習制度に係る研修成果の評価及び習得技能等の認定に活用するものである。

不明な点については、鳥取県職業能力開発協会（電話0857 - 22 - 3494）又は鳥取県商工労働部労働雇用課（電話0857 - 26 - 7222）に問い合わせること。

建築士法（昭和25年法律第202号）第13条の規定により、平成15年二級建築士試験及び木造建築士試験を次のとおり実施する。

平成15年3月4日

鳥取県知事 片 山 善 博

## 1 試験の日時

## (1) 二級建築士試験

## ア 学科の試験

平成15年7月6日（日）午前10時から午後5時10分まで

## イ 設計製図の試験

平成15年9月28日（日）午前11時30分から午後4時まで

## (2) 木造建築士試験

## ア 学科の試験

平成15年7月27日（日）午前10時から午後5時10分まで

## イ 設計製図の試験

平成15年10月12日（日）午前11時30分から午後4時まで

## 2 試験の会場

## (1) 二級建築士試験

## ア 学科の試験

鳥取環境大学 鳥取市若葉台北一丁目1 - 1

## イ 設計製図の試験

鳥取県立鳥取工業高等学校 鳥取市生山111

## (2) 木造建築士試験

## ア 学科の試験

鳥取環境大学 鳥取市若葉台北一丁目1 - 1

## イ 設計製図の試験

鳥取県立鳥取工業高等学校 鳥取市生山111

## 3 試験の内容

## (1) 学科の試験

ア 建築計画（建築設備の概要を含む。）

イ 建築構造（構造計算及び建築材料を含む。）

ウ 建築施工（施工契約及び敷地測量を含む。）

エ 建築法規（建築基準法（昭和25年法律第201号）及び建築士法並びにこれらの関係法令）

(2) 設計製図の試験

建築設計製図（仕様書の作成を含む。）

4 受験申込手続

(1) 受付期間及び場所

ア 平成15年4月14日（月）から同月18日（金）までの午前10時から午後4時まで  
社団法人鳥取県建築士会 鳥取市田園町三丁目375

イ 平成15年4月14日（月）及び15日（火）の午前10時から午後4時まで  
鳥取県西部総合事務所 第15会議室 米子市鞆町一丁目160

(2) 申込方法

次の書類を持参すること。

ア 受験申込書

イ 実務の経験を記載した書類

ウ 無帽・無背景・正面上3分身を写した写真（縦5.5センチメートル、横4センチメートルで、平成14年1月以降に撮影したもの）

エ 建築士法第15条第1号又は第2号に該当する者にあつては、同条第1号又は第2号に掲げる学校を卒業したことを証する証明書（その証明書を得られない正当な事由がある場合においては、これに代わる適当な書類）

オ 建築士法第15条第3号に該当する者にあつては、同条第1号又は第2号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有することを認定するに必要な資料となるべき書類

5 合格者の発表及び合否の通知

平成15年12月12日（金）（予定）に合格者に合格した旨を、不合格者に不合格の旨及び成績を通知する。なお、学科の試験の合格者には、平成15年9月12日（金）（予定）に通知する。

6 その他

(1) 受験申込書の用紙は、次の場所で平成15年4月7日（月）から同月18日（金）までの日（日曜日及び土曜日を除く。）に配布する。

社団法人鳥取県建築士会事務局 鳥取市田園町三丁目375

鳥取県鳥取地方県土整備局建築住宅課 鳥取市立川町六丁目176

鳥取県倉吉地方県土整備局建築住宅課 倉吉市東巖城町2

鳥取県米子地方県土整備局建築住宅課 米子市鞆町一丁目160

(2) 設計製図の試験の課題は、平成15年6月25日（水）（予定）から社団法人鳥取県建築士会に掲示するとともに、学科の試験の会場においても掲示する。

(3) 受験手数料

受験手数料は、13,900円とし、所定の方法により納付すること。

(4) 問合せ先

鳥取県県土整備部建築課建築指導係 鳥取市東町一丁目220 電話0857 - 26 - 7391

(5) 受験に際し、身体に障害があるため特に何らかの措置を希望する者は、あらかじめ、財団法人建築技術教育普及センター本部業務第一課（電話03 - 5524 - 3105）にその旨を申し出ること。

公募型指名競争入札を行うので、次のとおり公告する。

平成15年3月4日

鳥取県知事 片 山 善 博

## 1 業務の概要

(1) 業 務 名 土砂災害防止法に使用する数値地図作成業務委託

(2) 業務内容

本件業務は、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第4条第1項に規定する基礎調査に使用するため、鳥取県全域において航空写真撮影を行い、数値地図を作成するものである。

(3) 業務の概要

航空測量業務 236.5km<sup>2</sup>

3次元数値図化業務 143.3km<sup>2</sup>

(4) 履行期間 着手の日から150日間

(5) 予定価格 59,761,800円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

## 2 技術資料の提出ができる者

技術資料の提出ができる者は、次に掲げる事項をすべて満たす者とする。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 測量法（昭和24年法律第188号）第55条の5の規定による登録を受けていること。

(3) 平成12年鳥取県告示第665号（測量等業務の契約に係る指名競争入札に参加する者に必要な資格等について）又は平成13年鳥取県告示第695号（測量等業務の契約に係る指名競争入札に参加する者に必要な資格等について）に基づく入札参加資格のうち測量業務に係るものを有すること。

(4) 平成15年3月4日（火）から同月11日（火）までの間のいずれの日においても、鳥取県建設工事等入札参加資格者指名停止措置要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。

(5) 測量法第49条第1項の規定による登録を受けている常勤の技術部門の要員を30名以上有すること。

(6) 技術士法（昭和58年法律第25号）第6条の規定により実施される第二次試験に合格し、かつ、同法第32条第1項の規定による登録を受けている常勤の技術部門の要員を5名以上有すること。

(7) 平成5年度以降に業務が完了し、成果品を納入している航空測量業務及び3次元数値図化業務を実施した実績を有すること。ただし、共同企業体の構成員として実施した実績については、出資比率が20パーセント以上のものに限る。

(8) 本件業務の実施期間中、次に掲げる基準を満たす主任技術者及び照査技術者をそれぞれ配置できること。  
なお、主任技術者と照査技術者とは、同一の者であってはならない。

ア 主任技術者にあつては、測量法第49条第1項の規定による登録を受けている者であること。

イ 照査技術者にあつては、次に掲げる基準をすべて満たす者であること。

(ア) 測量法第49条第1項の規定による登録を受けている者であること。

(イ) 技術士法第6条の規定により実施される第二次試験のうち技術部門を建設部門（選択科目を河川、砂防及び海岸とするものに限る。）とするものに合格し、かつ、同法第32条第1項の規定による登録を受けている者であること。

## 3 技術資料の作成及び提出

(1) 技術資料作成要領の交付

技術資料作成要領は、平成15年3月4日（火）から同月11日（火）までの間にインターネットのホームページ（<http://www.pref.tottori.jp/koukyoukouji.htm/nyuusatujouhou/doboku/mokuji.htm>）から入手するものとする。ただし、これにより難しい者には、次により直接交付するものとする。

ア 交付期間及び時間

平成15年3月4日（火）から同月11日（火）までの日（日曜日及び土曜日を除く。）の午前9時から午後4時まで

イ 交付場所

鳥取市東町一丁目220 鳥取県土整備部管理課建設業係（鳥取県庁本庁舎5階）

鳥取市立川町六丁目176 鳥取県鳥取地方県土整備局総務課 (東部総合事務所内)  
 八頭郡都家町大字都家100 鳥取県八頭地方県土整備局総務課 (八頭総合事務所内)  
 倉吉市東巖城町2 鳥取県倉吉地方県土整備局総務課 (中部総合事務所内)  
 米子市鞆町一丁目160 鳥取県米子地方県土整備局総務課 (西部総合事務所内)  
 日野郡日野町根雨730 鳥取県日野総合事務所県土整備局建設総務課

(2) 技術資料の提出

本件入札に参加を希望する者は、技術資料作成要領に基づき、作成した技術資料を次により提出するものとする。

ア 提出期間及び時間

(1)のアに同じ。

イ 提出場所

鳥取市東町一丁目220 鳥取県県土整備部管理課建設業係

ウ 提出方法

持参すること。

(3) 技術資料の審査

提出された技術資料を基に、指名審査委員会に諮り審査し、競争入札参加者を指名するものとする。

4 その他

(1) 関連情報を入手するための照会窓口は、鳥取県県土整備部管理課建設業係 (電話番号0857 - 26 - 7347) とする。

(2) 技術資料の提出は、入札参加の意向を確認するものであって、技術資料の提出があっても指名されとは限らない。

(3) 技術資料その他提出された書類は、返却しない。

(4) 業務内容に関する説明会は、行わない。

(5) 提出された技術資料は、提出した者に無断で本件入札以外の用途には使用しない。

(6) 本件業務の落札者は、1の(5)の予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者とする。

正 誤

平成14年11月1日付鳥取県告示第552号 (農業近代化資金の利子補給率の一部改正について) 中次の箇所に誤りがあったので、訂正する。

頁 欄 行

誤

正

2 左欄 28から33まで

市町村が規則第2条第2項第1号に規定する利子補給金 (償還期限が12年を超え14年以内であるものに限る。) を年0.275パーセントの割合で交付する場合	年0.275パーセント

市町村が規則第2条第2項第1号に規定する利子補給金 (償還期限が12年を超え14年以内であるものに限る。) を年0.275パーセントの割合で交付する場合	年0.275パーセント

平成14年12月3日付鳥取県告示第606号 (農業近代化資金の利子補給率の一部改正について) 中次の箇所に誤りがあったので、訂正する。

頁 1

行 下から19から下から7まで

誤

改 正 後		改 正 前	
2 規則第2条第2項の規定により上乗せする率		2 規則第2条第2項の規定により上乗せする率	
利子補給率を上乗せする場合	上乗せする率	利子補給率を上乗せする場合	上乗せする率
略		略	
市町村が規則第2条第2項第2号に規定する利子補給金を年0.35パーセントの割合で交付する場合	年0.35パーセント	市町村が規則第2条第2項第2号に規定する利子補給金を年0.4パーセントの割合で交付する場合	年0.4パーセント

正

改 正 後		改 正 前	
2 規則第2条第2項の規定により上乗せする率		2 規則第2条第2項の規定により上乗せする率	
利子補給率を上乗せする場合	上乗せする率	利子補給率を上乗せする場合	上乗せする率
市町村が規則第2条第2項第1号に規定する利子補給金（償還期限が13年以内であるものに限る。）を年0.225パーセントの割合で交付する場合	年0.225パーセント	市町村が規則第2条第2項第1号に規定する利子補給金（償還期限が12年以内であるものに限る。）を年0.225パーセントの割合で交付する場合	年0.225パーセント
市町村が規則第2条第2項第1号に規定する利子補給金（償還期限が13年を超え14年以内であるものに限る。）を年0.275パーセントの割合で交付する場合	年0.275パーセント	市町村が規則第2条第2項第1号に規定する利子補給金（償還期限が12年を超え14年以内であるものに限る。）を年0.275パーセントの割合で交付する場合	年0.275パーセント
略		略	
市町村が規則第2条第2項第2号に規定する利子補給金を年0.35パーセントの割合で交付する場合	年0.35パーセント	市町村が規則第2条第2項第2号に規定する利子補給金を年0.4パーセントの割合で交付する場合	年0.4パーセント



### 鳥取県公報の定期購読の申込みについて

平成15年度（平成15年4月から平成16年3月まで）において鳥取県公報の購読（年間を通じての定期購読を原則とします。）を希望される方は、下記の鳥取県公報購読申込書により平成15年3月26日までに鳥取市東町一丁目220 鳥取県総務部総務課へ申込みをしてください。

なお、購読料金（1部月額 2,200円。年額 26,400円）については、後日送付する納入通知書により納入してください。

照会先 鳥取県総務部総務課 電話0857 - 26 - 7023・7024

#### 鳥 取 県 公 報 購 読 申 込 書

鳥取県知事 片山善博 様

次のとおり鳥取県公報を購読したいので申し込みます。

年 月 日

郵便番号

住 所

申 込 者

氏 名

㊟

（法人にあっては、名称及び  
代表者の氏名）

電話番号

記

購 読 期 間	年 月から 年 月まで
購 読 部 数	部
送 付 先	

注 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

